補助・融資制度　住宅取得

給付 最大30万円
2021年12月31日まで

すまい給付金

住宅を取得すると収入によって最大30万円を給付

概　要

すまい給付金は、消費税率引き上げにともなう負担を緩和するために導入された制度です。

新築住宅、中古住宅ともに対象で、給付額は収入と持分割合で決まります。

2019年6月末までの制度でしたが、消費税率10%への引き上げが延期されたことにともない、この制度も2021年12月末までに延長されました。

これだけお得です!!

給付額 ＝ 給付基礎額 × 持分割合

給付額は、住宅取得者の収入及び不動産登記上の得分比率で決まります。

給付基礎額：消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

給付基礎額：消費税率10%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

※神奈川県は他都道府県と住民税の税率が異なるため、所得割額が表と異なります。
※現金取得者の収入額目安の上限650万円に相当する所得額割額は13.30万円です。
※収入額の目安は夫婦（妻は収入なし）及び中学生以下の子どもが2人の場合をモデルに試算。

2021年いっぱいの制度です

2021年12月31日までに引渡され、入居した住宅が対象です。

このような方が利用できます

- 住宅を取得し、登記上の持分を所有する人。
- 住民票において、取得した住宅への居住が確認できる人。
- 収入が一定以下の人。
  - 税率8%時：収入額の目安が510万円以下
  - 税率10%時：収入額の目安が775万円以下
- 住宅ローンを利用しない場合のみ、年齢が50歳以上の人。

このような住宅が利用できます

- 引き上げ後の消費税率が適用される住宅
- 新築住宅（住宅ローン利用）
  - 床面積が50㎡以上
  - 施工中に第三者機関の検査を受けた次のいずれかの住宅
    ①住宅瑕疵担保責任保険に加入
    ②建設住宅性能表示制度を利用
    ③住宅瑕疵担保責任保険法人により保険と同等の検査が実施された住宅
- 中古住宅（住宅ローン利用）
  - 床面積が50㎡以上
  - 売買時などに第三者の検査を受けた次のいずれかの住宅
    ①既存住宅売買瑕疵保険に加入
    ②既存住宅性能表示制度を利用
    ③建設後10年以内であって、住宅瑕疵担保責任保険に加入、または建設住宅性能表示を利用
  - 現行の耐震基準を満たす住宅

制度の詳細　国土交通省　すまい給付金サイト
sumai-kyufu.jp/